

認可外保育施設設置者 殿

東京都福祉保健局少子社会対策部
認証・認可外保育施設担当課長 多田 博史
(公印省略)

子供を交通事故から守るための緊急的な取組への協力及び保育所等での保育における安全管理の徹底について（依頼）

平素より、東京都の保育行政に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

先般、滋賀県大津市において、保育所外での移動中に園児2名が亡くなるという大変痛ましい事故が発生しました。

当該事故などを受け、警視庁から子供を交通事故から守るための緊急的な取組として、保育所等の周辺における交通安全対策を実施する旨の通知（別紙1）及び、厚生労働省から保育所等での保育における安全管理の徹底を求める事務連絡（別紙2）がありました。

各施設におかれましては、下記のとおり、保育所等周辺道路における危険箇所の通報及び合同点検参加への協力とともに、保育における安全管理の徹底をお願いいたします。

記

1 保育所等周辺道路における危険箇所の通報

子供の自宅から保育所等までの経路、散歩その他子供が通行する道路において交通安全上の危険がある場所を把握した場合には、管轄警察署（交通規制係）へ御連絡ください。

※別紙1 警視庁交通部通知を御参照ください。

2 合同点検参加への協力

保育所等周辺道路の交通安全上の危険箇所を把握するため、管轄警察署から合同点検の参加要請があった場合には、可能な範囲での御協力をお願いします。

※別紙1 警視庁交通部通知を御参照ください。

3 保育所等での保育における安全管理の徹底

保育所外での活動の際の移動経路の安全性や職員の体制について、再度確認をお願いします。

※別紙2 厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡を御参照ください。